

川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業
補助金交付事業者
公募型プロポーザル募集要項

川西市教育委員会事務局
こども未来部こども支援課
(留守家庭児童育成クラブ担当)

令和3年10月

1 募集の目的

川西市では、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」に取り組んでいます。

本市ではこれまで、「留守家庭児童育成クラブ」という名称で放課後児童健全育成事業を実施していますが、近年、入所申請者は増加傾向にあり、待機児童も発生している状況にあります。

そこで今回、待機が発生している校区において、待機児童解消を図るため、令和3年度中に整備を行い、令和4年度から「民設民営留守家庭児童育成クラブ（以下「民間クラブ」という。）を運営できる法人等を募集いたします。

なお、本補助金は、放課後児童健全育成事業に係る部分の補助金であることから、放課後児童健全育成事業を基本としつつ、補助対象者の選定にあたっては、多様なサービスや多様な活動についても、積極的な提案を期待しています。

2 提案条件

(1) 提案内容

民間クラブ（民間事業者が設置し、運営する放課後児童健全育成事業）の開設及び運営についての提案であること。

放課後児童健全育成事業は必ず実施した上で、「公設留守家庭児童育成クラブ（以下「公設クラブ」という。）では提供していない、夜7時以降の延長保育や長期休業期間中の朝8時以前の開所、長期休業期間中の昼食の提供、送迎サービスなどの多様なサービスや、学習塾、各種スポーツ・アート活動などの多様な活動についても提案すること。

(2) 開設時期

令和4年4月1日

(3) 開設場所

原則として、川西北小学校区（美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町（8番を除く）、鶯の森町、萩原1丁目、火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目）内に開設すること。

(4) 募集数

1か所（令和3年度中に開設準備をし、令和4年4月1日から運営を開始する民間クラブが対象となります。）

(5) 定員

定員10人以上40人以下（1クラブのみ）

3 応募条件

(1) 応募者の要件

以下の①～③の条件を全て満たすことが必要です。

① 原則として、法人であること（法人設立中を含む）。

② 事業を継続的かつ安定的に実施するために、育成クラブ、児童館、認定こども園、認可保育所、幼稚園、学校、放課後子ども教室又は育成クラブ類似事業等のいずれかの運営実績があること又は、同等の能力があると認められること。

なお、法人設立中の場合は、法人の前身となる個人又は団体の実績による。

③ 法人及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。

- ア 川西市暴力団排除に関する条例第7条及び川西市教育委員会暴力団排除に関する条例施行規則に該当するもの（暴力団排除措置関連）
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしているもの。
- ウ 国税又は地方税を滞納しているもの。

(2) 提案事業の条件

以下の条件をいずれも満たしていること。

<放課後児童健全育成事業>

- ・ 放課後児童健全育成事業開始届がただちに提出できる程度に、届出事項の各種要件を準備したうえで応募すること（補助対象者として決定後、すみやかに開始届を川西市教育長へ届け出ること）。なお、応募前及び開始届提出前には地域住民への説明を十分に行い、事業運営に支障をきたさないこと。
- ・ 多様な活動を求めているのは放課後児童健全育成事業以外の部分であることに留意のうえ、放課後児童健全育成事業に該当する部分に関しては、厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」「同解説書」に準拠し、公設クラブと同等またはそれ以上のものとする。

<施設・設備等>

- ・ 川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「基準条例」という。）を満たしているほか、建築基準法や消防法等、各種法令を遵守すること。
- ・ 専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養をするための機能を備えた区画）において、児童1人につき1.65㎡以上の有効面積を確保すること。
- ・ 応募時点で、放課後児童健全育成事業所（以下、「施設」と略す）の確保は必要ないが、補助金の交付決定後、民間クラブ開設前日までの間に施設の整備が完了すること。
- ・ 施設については、所有又は賃貸借等（賃貸借、使用貸借、地上権などにより、法的な占有権限があること）であること。
- ・ 施設を賃貸借等により確保する場合は、場所を特定していること。

【参考】施設の確保にあたって、相談や情報収集などが必要な場合には、下記団体を通じてご相談いただくことが可能です。

名称	ホームページ	電話番号
一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 阪神北支部	http://hanshinkita.com/	0797-76-5700
公益社団法人全日本不動産協会 兵庫県本部 阪神支部	http://www.hyogo.zennichi.or.jp/	0798-38-6066

※ 採点にあたっては、上記以外の、立地・施設・設備等の提案内容も採点対象とする。

<運営関連>

- ・ 「川西市放課後児童健全育成事業の開設・運営の手引き」に沿った運営とすること。
- ・ 運営にあたっては、国の実施要綱や市の補助金交付要綱を必ず充足する運営を行うこと。いずれかの補助金要綱等を逸脱した運営をした場合、補助金の全部が支給されなくなる場合があるので留意すること。

- ・ 入所児童の募集・選考・決定は、事業者の負担において実施すること。
 - ・ 川西市の公設クラブの開設日に準じ、その開設日数以上の日数を開設すること。
 - ・ 放課後児童健全育成事業の部分に関する育成料は川西市の公設クラブの開所時間に相当する部分は、公設クラブと同一の料金とすること。
 - ・ 川西市の開所時間¹以上の時間を開所すること。
 - ・ 放課後児童健全育成事業ではあるが公設クラブで提供されていない部分に関する利用料及び放課後児童健全育成事業に該当しない部分の費用については事業者の任意で決めることができる。
 - ・ 育成料・費用については、放課後児童健全育成事業とそれ以外の部分について、育成料・費用をそれぞれ分けて示し、包括的な金額設定としないこと。
 - ・ 放課後児童健全育成事業以外の部分については、その参加はできる限り保護者・児童の選択とすること。
- ※ 採点にあたっては、上記以外の、運営に関する提案内容も採点対象とする。

<川西市との関係>

- ・ 平常時・緊急時に川西市と連絡を密に取り、市の子ども・子育て行政に協力できること。
- ・ 毎月の事業実施状況（例月報告）を、翌月の10日までに報告すること。
- ・ 新年度の入所児童は、入所予定児童を3月中旬までに決定し、入所者名簿を市に提出すること。その後も増減があれば、前述の例月報告で連絡すること。
- ・ 児童の名簿情報（個人情報）を市へ提供することについて、事業者側で予め保護者の同意を得ること。なお、放課後児童健全育成事業以外の部分のみ利用する児童が入所しても差し支えないが、放課後児童健全育成事業の入所児童数としてはカウントしないこと。
- ・ 補助金の申請書類及び必要書類の提出については、市から案内があり次第、速やかに応じること。また、補助金の検査・調査がある場合には必ず応じること。

<その他>

- ・ 提案書に記載した事項は、補助対象者の決定を受けた場合、全て実施すること。ただし、市との協議により事業内容が変更となる場合がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策には十分留意すること。
- ・ 民間クラブで購入する物品・消耗品・おやつ等は極力川西市内で調達するように努めること。

4 応募手続

(1) 応募の流れ（予定）

令和3年12月17日（金）	市への質問締め切り
令和4年 1月14日（金）	提出書類の締め切り
令和4年 1月中旬～下旬	ヒアリング審査の実施
令和4年 1月下旬	審査結果通知

(2) 手続き

¹ 川西市の開所時間：小学校等の授業日にあつては、下校時から午後7時まで、小学校の休業日にあつては、午前8時から午後7時まで（土曜日にあつては、午後5時まで）のことをいう。

① 募集要項の配布

原則、川西市ホームページからダウンロードしてください。(窓口にて配布も可能。)

② 申請期限

令和4年1月14日(金)の午前9時から午後5時までに、下記の書類を川西市こども未来部こども支援課(留守家庭児童育成クラブ担当)へ持参又は郵送(消印有効)してください。なお、午後5時を過ぎての窓口受付は、一切いたしません。

※ 持参される際は、必ず事前にこども支援課に持参される日時を連絡してください。

(3) 質問受付と回答

本募集要項などに関し、不明な点がある場合は質問書(任意様式)を電子メールで「10. 提出先」に記載のアドレスに提出してください。なお、提出された質問は、ホームページ上で公開及び参加者全員に電子メールで回答します。

① 質問受付の期限 令和3年12月17日(金)午後5時まで

② 回答予定日 令和3年12月22日(水)午後5時まで

5 応募書類

(1) 応募書類の提出部数・留意事項

- ・ A4版縦型のフラットファイルなどでまとめ、2部提出してください。また、表紙及び背表紙には事業者名を記載し、応募書類の項目ごとにインデックスを付けてください。
- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 川西市から追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 応募書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属します。なお、今回提出された資料については、審査後に情報公開の対象となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 応募書類の内容

項番	提出書類	記入内容等
1	法人の基本情報	法人の名称、法人の所在地、代表者、氏名、設立年月日、資本金又は基本財産、職員数、連絡先(電話番号・メールアドレス) 担当者氏名
2	定款または寄付行為	最新のもの
3	同類又は類似施設の管理運営実績	運営実績を示す書類を添付すること
4	法人運営の理念等	法人運営に関する基本的な考え方・理念 ※ 民間クラブのことではなく、あくまでも法人に関することを記載
5	法人の予算書・決算書	直近の3年分(財務諸表及び内訳書)
6	資金計画・収支計画	令和3年度から3年分

7	基本情報	民間クラブに関する以下の情報 ア 名称 イ 所在地 ウ 対象校区 エ 入所期間 オ 開設時間と休日（延長時間を含む） カ 定員
8	施設案内図	近隣の状況が分かる地図等を添付すること。
9	施設平面図	平面図は以下の事項が分かるものとする。 ア 施設の構造、建築年月日 イ 延床面積 ウ 各部屋の用途・各部屋の床面積（占有面積） エ 各部屋の有効面積（想定している家具等を仮に設置した場合の想定有効面積で可） オ 各部屋に設置する設備・家具等（主要なもののみで可） ※ ア～オの情報を1枚の平面図にまとめる必要はなく、複数枚に分かれても可
10	（所有の場合）施設の土地・建物登記簿 （賃貸の場合）賃貸借契約書 ※ 契約に至っていない場合、契約書案や賃借料見積書など	賃貸等の場合、所有者との間でその物件で民間クラブを実施することについて合意ができていることを証明する書類も添付すること
11	開設スケジュール	補助対象者決定から開設までのスケジュール案
12	提案事項	ア 概要 どのような施設を運営したいのか等について、方針やイメージを記載。 イ 運営方針 民間クラブ運営の具体的な考え方及び内容を記載（例） 育成方針、年間行事予定、1日の生活の流れ、遊びの内容、（発達）障害のある児童への対応等 ※ 多様な活動やサービスの内容については別項で記載するので、イでは放課後児童健全育成事業の範囲内のことを記載する。 ウ 職員配置案 想定している職員配置及び勤務体制等。（全職員数も明記） 下記A～Cを含めて記載すること。 A 職名（施設長・副施設長等） B 放課後児童支援員資格の有無 C 常勤・非常勤の有無 エ 事故防止対策・感染症予防対策 下記Aについては必ず記載すること。 A 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 オ 登所・降所に関する安全対策 A 学校終了後民間クラブまでの安全な移動についての対策

		<p>B 民間クラブ終了後、自宅までの安全な帰宅について対策 カ 連携について 下記A～Cを含めて記載すること。 A 保護者との連携 B 学校との連携 C 近隣住民との良好な関係を維持するための方策</p> <p>キ 危機管理について 苦情対応、災害時の対応、不審者対応等、個人情報保護や虐待案件等への対応等。</p> <p>ク 入所基準 定員を超える入所申請があった場合、どのような基準（優先順位）で児童を入所させるか、基準（案）を提示すること。</p> <p>ケ 多様なサービスに関する提案 日常育成（遊ぶ・くつろぐ・生活のために必要なことをする・自主的に活動する・静養する・生活の節目に行う行事等）に含まれておらず、かつ、習い事に含まれないもの。ただし、ここで提案したサービスは、補助金交付決定後、必ず実施しなければならない。（例）延長育成、祝日・日曜育成、送迎、スポット利用、食事の提供、中抜け利用等</p> <p>コ 多様な活動に関する提案 いわゆる習い事に含まれるもので、かつ、日常育成にも含まれないもの。ただし、ここで提案した活動は、必ず実施しなければならない。（例）学習指導（塾的なもの）、語学、スポーツ、ダンス、音楽・芸術活動、クッキング、サイエンス、野外活動、通信教育</p> <p>※ ケとコのどちらに属するか、判断つきかねる事項については、ケとコのどちらに記入しても可。</p>
13	費用	<p>放課後児童健全育成事業に関する部分、ケに記載した多様なサービス、及び、コに記載した多様な活動それぞれの費用を分けて示すこと。</p>

6 補助対象者の選定

(1) ヒアリング審査

審査委員会にて、最終的な審査を行います。ヒアリング審査の詳細につきましては、申請期間終了後に、書面にてお知らせします（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン審査とする可能性があります。）

(2) 審査の内容

補助対象者は、主に以下の内容を審査し、選定します。なお、③については、採点基準を設けて採点します。

- ① 提案内容が、各種法令・各補助金要綱等に適合していること

② 本募集要項「3 応募条件」を満足していること

③ 応募書類の記載内容・提案内容

※ 主に立地条件、運営事業者、施設、職員配置・研修、提案内容、開設時期について審査します。

7 結果の通知

審査結果は、応募事業者にも文書で通知します。

8 補助金額

補助対象者には、開設準備経費として最大1,260万円を補助します。

開設準備経費は、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家、アパートなどの既存施設の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））に使用できます。建物の建設費や土地の購入費は対象となりません。

※ 令和4年度の運営費の補助金額については、「川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付要綱」を確認してください。（年4回に分割し、支払い予定）なお、令和3年10月時点で、本要綱は「令和3年度」補助金の金額を記載したものとなります。例年4月頃に国の補助基準が変更となりますので、変更後改めてご案内します。

9 その他

応募にあたっては、「放課後児童健全育成事業の実施について（厚生労働省）」「川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付要綱」、「川西市補助金等交付規則」、「川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例（及び施行規則）」「川西市放課後児童健全育成事業開設・運営の手引き」「川西市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱」も確認してください。

また、公設クラブの入所手続きについては、「令和3年度入所のしおり」²をご覧ください。なお、追加情報がある場合は、随時、川西市ホームページに掲載します。

10. 提出先・問合せ

川西市教育委員会事務局 こども未来部こども支援課（留守家庭児童育成クラブ担当）

〒666-8501 川西市中央町12番1号（3階6番窓口）

電話：072-740-1215 ファクス：072-740-1339 E-mail：kawa0168@city.kawanishi.lg.jp

² 令和3年11月以降、「令和4年度入所のしおり」を市ホームページに掲載する予定です。